

要 望 書

全国市議会議長会は、平成 21 年度地方行政関連施策について別紙のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成 20 年 11 月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 藤 田 博 之
(広島市議会議長)

全国市議会議長会地方行政委員会
委員長 本 田 博 信
(東海市議会議長)

目 次

1. 第二期地方分権改革の推進について……………	1
2. 地方議会の権能強化等について……………	3
3. 消防防災体制の充実強化について……………	6
4. 過疎地域の自立促進について……………	8
5. 市町村合併に対する支援の拡充について…	10
6. 基地対策関係予算の確保等について……………	12
7. 治安対策の強化等について……………	14
8. 北方領土返還について……………	16
9. 青少年健全育成対策の充実強化について…	18
10. 人権救済制度の確立について……………	20
11. 外国人政策の総合的な推進について……………	21

1. 第二期地方分権改革の推進について

現在、地方分権改革推進委員会及び第 29 次地方制度調査会において、第二期地方分権改革の実現に向けた議論が行われている

地方分権改革の目標は、「国が決めて地方が従う」という中央集権システムからの転換を図ることで、高齢者や障害者の福祉、子育てや教育、まちづくりなど、人々の暮らしを支える住民サービスに関する地方の役割をより拡大し、住民が安全・安心に暮らせる豊かな社会を実現することにある。

しかし、平成 18 年度までの「三位一体の改革」では、3 兆円の税源移譲がなされたものの、我々が求めていた地方の自由度・裁量度を高めるための改革は実現せず、分権改革は未完のままである。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

(1) 国と地方の役割分担の見直しと権限・事務・財源の一体的な移譲

「地方にできることは地方が担う」という原則の下、国と地方の役割分担を見直し、権限・事務・財源を一体

的に移譲すること。

(2) 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化

国の地方支分部局の廃止・縮小による国と地方の二重行政の解消、国による過剰関与・義務付け・枠付けの廃止・縮小、国庫補助負担金総件数の大幅な削減によって国・地方を通じた行政の簡素化を推進すること。

(3) 「(仮) 地方行財政会議」の法律による設置

地方の意見が反映されるよう「(仮)地方行財政会議」を法律により設置すること。

(4) 分権改革に対応した議会の権能強化

分権改革に対応した議会の権能強化を図ること。

2. 地方議会の権能強化等について

現在、地方分権改革推進委員会及び第29次地方制度調査会において、第二期地方分権改革の実現に向けた議論が行われているが、今後、第二期改革の進展に伴い、地方公共団体の自己決定・自己責任の範囲が拡大すれば、住民代表としての意思決定機関である地方議会の役割は一層重要性を増すことになる。

しかしながら、地方議会の組織・運営に関する法令上の諸規定は、都市自治体が多種多様な態様であるにもかかわらず、依然として全国一律とされており、さらに、行政執行を監視する場合にも様々な制約が設けられている。

地方議会が住民の負託に応え、その機能を十分に発揮していくためには、更なる地方議会の権能強化が必要であり、議会の活動を制約している関係法令上の諸規定を見直し、議会の自主性・自律性を高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できるようにすべきである。

また、地方議会議員の法的な位置付けが明確でないため、議員の職務としての議員活動について必ずしも十分な理解を得られていない状況にあることから、地方議会議員の職責・職務について地方自治法に明文化する必要がある。

よって、国におかれては、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

(1) 地方議会の権能強化

分権時代にふさわしい地方議会の権能強化を図るため、次の事項を実現すること。

- ①議長に議会招集権を付与すること。
- ②議決事件については、各自治体が自ら条例で定めることができるものとし、現行の地方自治法第96条第1項に掲げる15項目は、例えば「義務的議決事項」として位置付けること。
- ③決算不認定の場合及び専決処分不承認の場合の対応措置を首長に義務付けること。
- ④閉会中の委員会活動を自由化すること。
- ⑤議決を要する契約の種類・金額、また財産の取得・処分に係る面積・金額要件については、各自治体で独自に定めることができるようにすること。
- ⑥市が出資している法人の経営状況の議会への報告については、市が2分の1以上を出資している場合に限り義務付けているが、この基準を4分の1以上に拡大すること。
- ⑦「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、健全化計画や再生計画等が議会の議決事項とされたことを踏まえ、地方公営企業についても経営状況を議会へ報告することを義務付けるなど、地方公営企業に対する議会の関与を拡大すること。

(2) 地方議会議員の職責・職務の明文化

地方議会議員の法的な位置付けを明確にするため、地方議会議員の職責・職務について、地方自治法に、例えば、「議会の議員は、議会の権能と責務を認識し、その議会の会議に出席し議案の審議等を行うほか、当該普通地方公共団体の事務に関する調査研究及び住民意思の把握等のための諸活動を行い、その職務の遂行に努めなければならない。」旨の規定を設けること。

(3) 地方議会議員選挙における法定ビラ頒布の制度化

地方議会議員選挙における住民と候補者の接点の拡大と政策本位の選挙の推進を図るため、公職選挙法第142条に規定する法定ビラの頒布を地方議会議員選挙においても認めること。

3. 消防防災体制の充実強化について

近年の社会環境の急速な変化に伴い、火災をはじめとする災害態様はいっそう複雑・多様化の傾向にあり、加えて、地震・風水害等の大規模な自然災害が多発している。

こうした災害に対応する消防防災行政は、市町村が責任をもって処理すべきものとされており、各市町村は、火災や自然災害等から住民の生命・身体・財産を守るため、総合的な消防防災体制の整備に努めているところであるが、今後も広く住民の期待に応えるためには、消防防災体制の更なる充実強化が必要である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

(1) 消防防災施設・設備整備に対する財政措置の充実

消防防災体制の充実を図るため、防災拠点施設、消防水利施設、緊急消防援助隊施設等の消防防災施設・設備整備に対する財政措置を充実強化すること。

また、防災無線デジタル化に伴うアナログの地域防災無線のデジタル移行を推進するため、財政支援措置の拡充を図ること。

(2) 消防広域化事業に対する財政措置の充実

広域化対象市町村が広域消防運営計画達成のため実施する事業に要する経費に対し、引き続き必要な財政措置を講ずること。

4. 過疎地域の自立促進について

過疎対策については、昭和 45 年に「過疎地域対策緊急措置法」が制定されて以来、4 次におたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果をあげたところである。

しかしながら、全国的な人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、さらに生活・生産基盤の弱体化が進んでおり、過疎地域の問題は極めて深刻な状況に直面している。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

(1) 過疎地域振興のための新たな過疎対策法の制定等

- ① 現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、平成 22 年 3 月末をもって失効することになるが、引き続き総合的な過疎対策を充実強化し、過疎地域の振興が図られるよう新たな過疎対策法を制定すること。
- ② 過疎地域を含む合併による新市町村が過疎地域の要件に該当しない場合でも過疎地域とみなす措置を新たな法律においても実施すること。

③現行の過疎対策法では、過疎地域の指定要件に財政力指数等が定められているが、新たな法律においては、数値のみではなく、多面的な観点から指定を行うこと。

(2) 過疎地域に対する財政措置の充実

過疎地域の自立促進に必要な財源である過疎対策事業債及び辺地対策事業債の所要額を確保するとともに、税源の乏しい過疎地域の安定的な財政運営が可能となるよう、地方交付税上特段の措置を講ずること。

(3) 地方税財政改革に当たっての過疎地域への配慮

地方交付税の見直しや、国・地方を通じた税制度の抜本的な改革に当たっては、過疎地域の行財政運営に支障が生じないように十分配慮すること。

5. 市町村合併に対する支援の拡充について

地方はこれまで自主的な市町村合併の推進に鋭意努力してきたところである。

しかしながら、各市町村は合併に至る過程及び合併後の行政運営等において、様々な問題を抱えており、支援措置の更なる充実が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

(1) 合併特例債制度の充実等

合併特例債の所要額を確保するとともに、元利償還金の地方交付税算入率の引き上げを図ること。併せて、合併に必要な新規・継続事業について幅広い活用等ができるよう適切な措置を講ずること。

また、合併市町村に対する普通交付税の算定の特例措置等に係る地方交付税の所要額を確保すること。

(2) 合併新法に基づき合併する市町村に対する支援

合併新法に基づき合併する市町村に対しては、新市町村合併支援プランを拡充するなど、十分な支援措置を講ずること。

(3) 合併が困難な市町村に対する支援

地理的な理由等により合併が困難な市町村に対しては、地方交付税等による財政支援措置の拡充強化を図ること。

6. 基地対策関係予算の確保等について

我が国の安全保障政策の推進には、基地の安定使用が前提であり、基地周辺住民の理解と協力が不可欠である。

そのため、基地関係市町村は、基地周辺住民の生活環境の整備や住民福祉の向上等、諸施策の充実に懸命の努力を傾注しているところである。

しかしながら、基地関係市町村の行財政運営は、基地の所在に伴う特殊な財政需要の増大等により、大変厳しい状況にある。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

(1) 基地交付金・調整交付金の所要額確保等

固定資産税の代替的性格及び基地所在市町村の特殊事情等を踏まえ交付されている基地交付金・調整交付金の所要額を確保すること。

また、自衛隊が使用する全資産を基地交付金の対象資産とすること。

(2) 基地周辺対策事業の充実強化

障害防止事業や騒音防止事業、民生安定助成事業等の充実強化を図るとともに、基地周辺対策経費の所要

額を確保すること。

(3) 日米地位協定の抜本的な見直し

在日米軍基地から派生する事件・事故等、また基地に起因する環境問題から国民の生命・財産を守るため、日米地位協定については、不断の運用改善に努めつつ、抜本的な見直しを行うこと。

7. 治安対策の強化等について

我が国は世界で最も安全な国と言われ、いわゆる「安全神話」を国民誰も当然に受け止めていた。

しかし、近年の犯罪は、国際化、広域化、低年齢化が進み、インターネット犯罪が増加するなど、複雑化、多様化している。さらに、各地で無差別犯罪が続発し、平穏な市民生活への重大な脅威となっている。

また、北朝鮮による拉致問題に関しては、依然として安否未確認の拉致被害者問題など、多くの課題が残されている。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

(1) 治安対策の強化

- ①暴力団等による組織犯罪、銃器使用の凶悪犯罪や薬物組織犯罪への取り組みを強化するとともに、留置場・拘置所など治安関係施設を整備拡充すること。
また、犯罪防止の観点から入国管理体制を強化すること。
- ②地方警察官の増員と人口密集地域や犯罪多発地域への重点配備を図るとともに、更なる交番・駐在所の整備を図ること。

また、警備会社等の活用による地域パトロール等の強化と、国民への意識啓発を推進すること。特に、登下校時の児童の安全確保への取り組みを強化すること。

(2) 拉致問題の全容解明と早期解決

北朝鮮による一連の拉致事件は、我が国の国家主権と国民の基本的人権にかかわる重大な問題であることから、事件の全容解明と早期解決に向けて、全力で取り組むこと。

また、拉致被害者とその家族の支援策の充実を図ること。

8. 北方領土返還について

歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方領土は、我が国固有の領土であり、ロシア連邦からの早期返還の実現は日本国民の一致した願いである。

また、今後、日露両国が平和条約を締結して安定的な日露関係を構築するためには、北方領土問題の早期解決が不可欠である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

(1) 早期の返還実現

北方領土返還のため積極的な対露外交交渉を展開するとともに、より一層の国民世論・国際世論の喚起を促すための啓発活動や北方四島在住民との相互交流・理解の増進等に取り組み、北方領土の早期返還を実現すること。

(2) 北方領土隣接地域の振興対策

北方領土問題が未解決であることにより、地域の望ましい発展が阻害されている北方領土隣接地域の疲弊を解消するため、国の責任のもとで振興対策を実施すること。

また、北方領土元居住者に対する援護対策を速やかに実施すること。

9. 青少年健全育成対策の充実強化について

将来を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、人間性豊かな社会人になることは、国民共通の願いである。

しかしながら、今日の青少年を取り巻く社会環境は、急速な少子高齢化や高度情報化などにより大きく変化し、青少年が多様な人々との交流や実体験を通じて社会性を育む機会が減少するとともに、インターネット等による有害情報の氾濫など青少年の問題行動を助長する環境悪化が進んでいる。

加えて、青少年による凶悪事件の多発に見られるように犯罪の低年齢化が進んでおり、憂慮すべき事態である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

(1) 青少年健全育成基本法の制定

表現の自由の保障等に十分配慮しつつ、青少年の健全育成に対する基本理念や方針等を明確にした青少年健全育成基本法を早急に制定すること。

(2) 総合的かつ効果的な青少年育成施策の推進

青少年の実情を踏まえた新しい青少年育成施策大綱を策定し、総合的かつ効果的な青少年育成施策を一層

推進すること。

(3) 青少年の非行・犯罪防止対策の充実

相談体制の整備や関係機関の連携を強化するなど、青少年の非行や犯罪の防止対策を充実すること。

10. 人権救済制度の確立について

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、これまで人権に関する各種の施策が講ぜられてきたが、今日においても、社会的身分、門地、人権、民族、信条、性別、障害等による不当な差別、子どもや高齢者等に対する虐待などの人権侵害が繰り返されている。

また、最近においては、インターネットを使用したプライバシーの侵害や差別表現の流布など、新たな人権侵害も増加している。

よって、国におかれては、人権問題の解決に向けて、人権教育及び人権啓発を推進するとともに、独立性が高く、実効性のある人権救済制度を確立するよう強く要望する。

11. 外国人政策の総合的な推進について

近年、我が国への外国人の流入人口が増加しており、外国人が居住する各都市においては、国際交流員の配置など多文化共生のための諸施策を進め、外国人が地域住民として、ともに生活できる環境整備に努めているところである。

しかし、現在の在留管理制度のもとでは、外国人の雇用・労働条件についての法令違反の有無はチェックされず、社会保険への加入や国税・地方税の納入義務を果たしていないといった事例も見受けられる。

よって、国におかれては、日本に在留する外国人の権利を保障し、同時に義務の履行を確実にするため、外国人の在留管理を適正化するとともに、外国人政策を総合的に企画立案し調整する組織を設置されるよう強く要望する。